

ると、行政の対応はそれじゃ駄目じゃないかというお叱りをいろいろいただく、それはそれでもちろん当たっている面もあり、私もそうした御指摘を受けながら精いっぱいのことをやっていかなきゃいけません、同時に、子の虐待などは人ごとじゃない、私たち社会が抱えている今の病理現象なのだと思うんですね。大変な虐待をする親がいる、もう人の顔はしているけれども、あれは鬼じゃないかというような親がいるのも事実です。事実ですが、鬼の顔をしていても、やっぱりそこに人なんですね、そういうことを行う鬼のよくな所業に出る、それもまた人としての弱みを持つて、そこをやっぱりみんな覆い包み込んでいかなきゃいけない。

岡山の例を挙げられましたが、高校一年の子供、これが、まあ私は新聞でちょっと見ただけです、やっぱり発達障害を抱えている。そういう発達障害を抱えた、しかも母親一人でそうした子を育てていくというときには、だんだんだんだんにそこに問題が内向き内向きになって着詰まってしまうというようなことがあるわけで、今抱えている社会のそうした問題を包括にとらえ、それを改めていくには、やはり、例えば懲戒という言葉がいいのか、あるいは共同親権というのを取り組むべきじゃないのか、様々な課題があるので、これからも皆さんのお知恵を借りながらよりいい親族、相続制度にしていきたく思っております。

○木庭健太郎君 終わります。

○桜内文城君 みんなの党の桜内文城です。今日は、主に離婚後の親権、監護権の在り方、あるいは離婚前、離婚に至る過程での子の利益をどう図っていくのか、そういう点について質問させていただきたいと思っております。

今回の改正案の中で、七百六十六条におきまして面会交流それから養育費についていよいよ法律上、民法上明文化されたという点は大変な進歩であると思うと思っております。

ただ、実際には、この面会交流ですとかあるいは養育費につきまして、なかなか実際に強制執行

というのが難しい領域でもありますし、この実効性を、どのように家庭裁判所の審判を担保していくべきなのか。ここはやはり立法政策を超えた部分でありますけれども、どのようにお考えなのか、大臣の所見をお伺いいたします。

○国務大臣(江田五月君) 御指摘のとおり、民法七百六十六条に手を入れまして、離婚の際に面会交流あるいは養育費の分担、これを合意するよう努めると、こういうことになりましたが、合意ができない事例もいっぱいあると、これはこれで大問題。一方で、合意ができた、しかしそれがなかなか履行されない、これも大きな問題で、そこを御指摘いただいたような問題点があると、これはそう思っております。

そこで、その合意をどうやって実効性を持たせるかですが、今の制度としては、一つは履行の勧告、これは家庭裁判所。そしてもう一つは、強制執行ということになりますと間接強制しかない。

元々、間接強制ということ自体がなかなか実効性の乏しい制度だという指摘もあるわけでございまして、更に一層この実効性を持たせるには、やっぱりこの合意に至ったときの両方の納得というのが一番大きいんですね。その納得を得ながらということになりますと、離婚のときのそうした合意をつくるのに、面会交流をさせたら子が連れ去られるのではないかと不安なんかないんだと、あるいは離婚のとき、それは確かにいろんな葛藤があるでしょうが、なるべくそうした葛藤をなくするように、後まで尾を引きずらないようにそうした話合いを十分するか、あるいはこの面会交流がどれだけ子供にとって重要なものかというのを別れる両親に十分認識してもらうとか、回りくどいようですが、そうした手間を一生懸命掛けていくことが重要だと思っております。

あるいは、面会交流についてそれをサポートする仕組みもまた必要であり、やはり社会的な理解と社会的な資源を豊富化すること、これが大切だと思っております。

○桜内文城君 ありがとうございます。現実の問題といたしまして、やはり協議離婚の場合、大臣御指摘のように、まず合意に至る前です、特に子の監護に関する事項として、親権あるいは監護権をどちらに決定するのか、それから、一旦決定された後に、その後の面会交流の実績ですとかあるいは養育費の不履行等いろいろあり得るわけですから、そういう場合にも、親権者の変更ですとかこういうことも考えていかなくてはならないと思っております。

立法論としてとなるところも、今現実の問題としてよく耳にします問題点というのは、協議離婚の場合、合意に至る前に子供を合意なく一方が連れ去る、連れ去りという言い方が悪いかもしれませんが、連れ去りという言い方がまずあって、その上で離婚の協議に入っていく、事実としてはそういう場面が多いとも聞かれますけれども、こういうときに、これは立法論として、監護権者、親権者の決定の際に、例えばまだ相談が途中である、あるいは相談なくして一方的に、合意なくして子を連れ去る。事実上子の監護を行うことを通じて、その後の家庭裁判所での離婚の協議において、今裁判上の一つの準則として継続性の原則というものが言われておる、それが積み重ねて、子供を監護してきたという事例が多数あると聞いております。

これに対処するためには、やはり合意なくして一方的に子供を連れ去る行為ですとか、あるいは連れ去った後にこれを取り戻されないように虚偽のドメスティック・バイオレンスの申立てをDV防止法に基づいて行うようなことも実際にはあるやに幾つかの報道等で行われておるところでございます。

何が申し上げたいかと言いますと、今回の七百六十六条で面会交流、そして養育費について明文化されたのは大変いいことなんですけれども、その基となる親権の所在ですね、あるいは監護権の所在について、ある種立法的に、これは法律なの

かあるいは政令、省令なのか分かりませんが、こういう意に反して子供を合意に至る前に連れ去る行為がある場合には、それを親権の決定の際に考慮する等々、あるいは面会交流をさせない親の場合、親権者の変更について配慮すべきであるというような、そのような条文というものは立法論としてあるべきだと私は思っておりますけれども、その辺について大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(江田五月君) 結婚している夫婦の関係も、あるいは離婚した後の元夫、元妻の関係も、さらにそうした親と子の関係も本当に千差万別でございます。こうした千差万別の夫婦、親子関係をどういふに法律的に規定をしていくかというのはなかなか大変なことで、やはりある種の一般的な法規範を作るしかなかなかできないというところがあると思っております。しかし、具体的な事例にそれをどう落とし込むかと。これは事案に応じて、協議離婚ならばそれは二人で決めることですが、そうでなければ家事審判官が個別に判断をしますと、そこに委ねざるを得ないのではないかと思っております。

一般論で言えば、専ら子の福祉の観点から、父母それぞれの意向であるとか今までの養育状況とか、あるいは双方の経済力、家庭環境、子の年齢、子の心情や意向、子の情緒の安定性等の諸事情を総合的にと、こうなってしまうわけでございますが、今委員が御指摘のようないろいろな事情から、合意ができる前であって無理して子を移動させてそして自分の管理下に置けば、後は継続性の原則で守られるという、そういうことはやっぱりあってはいけない。全てのことが同じならば、それは子供にとって環境が変わることが必ずしも好ましいわけじゃない、同じ環境の下で育つ方がいいとは言えますが、継続性の原則があるから、だから連れ去った方が得だと、そういうことがあつてはいけない、これは御指摘のとおりだと



ていただく必要はあると思っております。特に、これからハーグ条約に加盟する、しないの議論をするのであれば、実態把握、今の国内での子の連れ去りに関して弁護士がどのように関与しているのか等々を、恐らく実態把握されていないと思うんですけれども、弁護士自治ということ。今後、少なくともハーグ条約の加盟に向けてどういった問題事例が発生しているのか、あるいは発生していないのか、先ほど言いました虚偽のDVの申立てなり、こういったものがどれだけあるのか、あるいは面会交流の合意がなされたけれども、これが守られているのか、守られていないのか、そういった実態把握ということは今後すべきじゃないかと思うんですけれども、その辺について大臣の所見をお伺いいたします。

○国務大臣(江田五月君) ハーグ条約というのはどういうものであるかといいますが、まず、避及されないという、これは一つの原則で、それから国内の子の移動については適用されない、これはハーグ条約のそもそもの原則なんです。ですから、今委員が御指摘の日弁連の意見書、私はそれも見えておりますが、国内担保法にそのことをあえて書き込むということが、それも読めますが、別に書き込まなくたって、ハーグ条約上当然のことですから、これはその当然のことというのを日弁連さんが指摘をされたことだろうと思っております。

その上で、日本の弁護士は弁護士の独立した職権の行使、そして単位弁護士会に所属して弁護士自治というもので行っていくという、そういう成り立ちになっておまして、そのこと自体は非常に重要なことで、その単位弁護士会の皆さんが全部集まって日本弁護士連合会というのをつくっておられ、これは弁護士という本来の大切な職種を担っている皆さんの自主的な自治を持った団体ですから、その皆さんの意見、動向、あるいはアドバイスなど、大切にしていきたいと思っております。ただ、ハーグ条約について、それだけ日本中の

弁護士を束ねた日弁連があらかじめ反対だとか賛成だとかという意見をお持ちになると、なかなか私どもは本場に血の通った意見交換というのがやりにくくなってしまいうこともあるので、そこはいろんな弁護士の皆さんがいろんな活動をされますから、それはそれとして受け止めながら、弁護士の皆さん方とは真剣にハーグ条約の準備に向けて意見交換、議論を闘わしていきたいと思っております。

○桜内文城君 ありがとうございます。これで、もう時間もないので最後にいたしますが、改めて申し上げますけれども、やはり子の利益ということも考えましても、親権あるいは監護権の決定あるいは変更の場面におきまして実態を家庭裁判所がきちんと把握して、例えば虚偽のDVの申立てがあつたりとか、あるいは合意前に子の連れ去りを行ったとかが、あるいは面会交流を履行しない等々の事情がある場合には、やはり親権の所在、監護権の所在の変更等について実質的な公平な考慮をお願いしたいなというふうに考えております。

もうこれは大臣に言っても家庭裁判所の話なんですけど、制度的にも何かしら政治の側でも対応しなくちゃいけない課題だということを御指摘申し上げて、質疑を終わります。

○委員長(浜田昌良君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、溝手顕正君が委員を辞任され、その補欠として熊谷大君が選任されました。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。最後の質疑になりました。

まず、家族再統合への指導について、この間の質疑でお聞きした件で質問しますが、平成二十年度中に児童虐待により施設入所又は里親委託をした事例を対象とした調査の中間集計として、保護者指導を行った割合は九三・一％という答弁がありました。このうち、特定の指導プログラムの活

用や施設のファミリーソーシャルワーカー等による援助を行ったというのはどれだけになるんでしょうか。

○政府参考人(石井淳子君) お答え申し上げます。五月二十三日まで回答のあった、取りあえず今の段階の結果でございますけど、六十九自治体のうちの四十三自治体の集計によりまして、全措置児童二千四百五十五件中、保護者指導を行ったものは千九百九十七件、九三・一％ございました。このうち、千九百九十七件のうち、特定のプログラムなどを活用したものの合計は五百七十九件、二九・〇％でございます。

さらに、その内訳をいたしまして、児童福祉法二十七条一項二号に規定する措置、いわゆるこれは行政処分として行われるものでございますが、それとして行われた特定の指導援助プログラムなどを活用したものが二十件、全体の一％。そして、児童福祉法に基づく措置以外で特定の指導援助プログラムなどを活用したものが九十七件で四・九％。さらに、児童福祉法二十七条一項二号に規定する措置として、施設のファミリーソーシャルワーカーなどを活用したものは〇件。児童福祉法に基づく措置以外で施設のファミリーソーシャルワーカーなどを活用したものが四百六十二件、全体の二三・一％ということになっております。

○井上哲士君 先日も紹介したんですが、これも未采財団が二〇〇六年に行った調査では、同様の場合に、児童養護施設では家族再統合に向けての援助は八・九％という数でなから、時期が違うとはいえ、えらい数字が違うなと思って今日また聞いたんですが、特定のプログラム等の活用でいいますと三割弱ということでありました。

時期とか項目の取り方、いろいろあるんですけど、やはり実際にどういった具体的な指導が行われているかということが問題だと思っております。現場の皆さんが厳しい状況の中で努力をして前進をさせられていることはよく知っていますから、是非後押しをしたいということで各党議論をして

いると思うので、何かいかに進んでいるというような数だけが出てくるのは私はいかがかなと思っております。やっぱり実態を正確に示して大いに議論をするということをお求めおきたいと思っております。

次に、懲戒権についてお聞きいたします。先日の参考人質疑の際に、しつけという概念は民法八百二十条の監護及び教育で全部見れるんじゃないかということをお聞きしますと、学界の一般の見方はそうだということお答えでありました。法務省も、民法から懲戒権を削除しても、しつけは子の監護及び教育で十分に読めると、こういう見解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 懲戒権という文字を削除しても、監護、教育の一環としてしつけを行うことはできると思えます。○井上哲士君 今回この懲戒権を残した理由として、懲戒という規定を削ると逆にしつけもできなくなるんじゃないかという誤った理解を社会に与えるという議論もあつたということが繰り返して答弁をされているんですが、これも参考人にお聞きしますと、そういう理解が広がるといことを裏付けるような統計や資料をお持ちかと聞きますと、知りませんという御答弁だったんですが、法務省は何かそういうものをお持ちの上でこういうことを言われているんでしょうか。

○国務大臣(江田五月君) 御指摘のような特別のデータを持つてはおりません。ただ、そういう主張が一般的になされると、これは時々出会うわけでありまして、直近でいえば、これは衆議院での審査の段階である委員から、条文を削除することは、必要なしつげまでも許されないという誤った考え、イデオロギーと言ってもいいかもしれません、こういうことを広げかねないわけですから、委員の方がこう言われているので、そういう意見はあるんだと思っております。データがあるわけじゃありません。

○井上哲士君 国会図書館にもお願いして調べた